



羅針盤

東港金属株式会社
東京都大田区京浜島2-20-4
電話:03-3790-1751

桜の開花たよりが待たれる頃となりました。
東港金属は、世界最高の総合原料リサイクラーを目指していますが、
このたび、リサイクルパートナーとしてお客様のお役に立つニュースをお届けすることを
目的に、東港NEWS（羅針盤）を発行することいたしました。
市況の動き、業界情報、そして当社のトピックスなどを載せて、3Rに取り組み東港金属を
ご紹介してまいります。
ご愛読のほど宜しくお願い申し上げます。

No.1 2010.03.20 (発行:月1回予定)

鉄・非鉄スクラップ市況の動き

鉄スクラップの市況はここ数ヶ月、船積みなどによる流通分散に加え、市中発生量の低迷による需給タイトを背景に上昇している。

アルミスクラップ指標となる海外LMEアルミ新地金市況高と慢性的な原料発生減により上昇の状態にある。

銅スクラップに関しては、銅建値の変動はあるものの@700円前後を保っている。

☆羅針盤

こうした金属の価格相場をより敏感に対応しているわが社では、鉄くず・非鉄くずともに適切な価格で買取いたしております。今まで安く買われたり、処分費を取られている機械など、買取価格の見直しをしてはいかがでしょうか？ 結構高い価格がつく物もありますよ。

業界情報 廃棄物処理法の改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案が、3月5日(金)に閣議決定されました。

現在開催中の第174通常国会に提出され、衆議院で審議中。

今回の改正目的は、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、産業廃棄物管理票制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入及び廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化を行うとともに、廃棄物の不法投棄等に関する罰則を強化する等の必要(環境省発表)

改正案の主な概要

1. 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設
2. 不法投棄を見つけた土地所有者は、行政への通報が努力義務となる
3. 不法投棄した場合の法人である事業者への罰金を3億円以下に引き上げる(現在は1億円以下)
4. 事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化
5. 廃棄物処理施設の設置者は行政からの定期的な検査を受けることを義務化
6. 廃棄物処理施設の設置者は処分場の維持管理計画や維持管理の情報を公開義務化
7. 処理業者への処理業の許可の有効期間の特例(優良事業者の更新期間延長)

※4及び6

排出事業者による処理の実地確認については、排出事業者には努力義務、処理業者には維持管理情報の公表を義務化として対応させている。

☆羅針盤

この廃棄物処理法の改正により、排出事業者様の責任がよりいっそう問われるようになります。「うちはいつも引き取りに来てくれる収集運搬会社に任せているから大丈夫」などのんきなことを言っていると大変なことになります。

最後の最後まで排出事業者様の責任が問われます。

もう一度、どこで中間処理して、その後どうやってどこに持ち込んでいますか確認しましょう。

また委託している業者がちゃんと許可をもっているかも重要です。排出場所と持ち込む場所の両方の収集許可が必要です。

結構、片方の許可しか持っていない業者がいますから要注意。



Toko topics

東京都「第三者評価制度」において「産廃エキスパート」に認定されました

平成21年度10月に東京都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度の第1回目の認定業者が決定し、東港金属は、中間処理業及び収集運搬業(積替え保管を含む)でトップランナー的業者としての「産廃エキスパート」に認定されました。

この制度は、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として東京都が指定した(財)東京都環境整備公社が評価・認定する制度であり、業界トップランナー的業者である「産廃エキスパート」と、業界の中核的役割を担う「産廃プロフェッショナル」とがあります。

東港金属は「産廃エキスパート」として評価をいただいた東京都の信頼を真摯に受けとめ、遵法性・安定性・先進的な取組など、処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮したより高度な取組への努力を続けて、お客様へ品質の高いサービスの提供をお届けできるよう努力を続けてまいります。

